

神社規則（抜粋）

第四条 本神社を包括する団体は、宗教法人「神社本庁」とする。

第六条 本章に定める機関の職は、すべて名誉職とする。

第七条 本神社に責任役員 人を置き、そのうち一人を代表役員とする。

第八条 代表役員は、本神社を代表し、その事務を統理する。

責任役員は、役員会を組織し、宗教上の機能に関する事項を除く外、本神社の維持運営に関する事務を決定する。

役員会は、代表役員が招集する。

第九条 代表役員は、本神社の宮司をもって充てる。

神社本庁庁規

第九十条 宮司及び宮司代務者の進退は、代表役員以外の役員の具申により統理が行ふ。

右の通り相違ありません。

平成 年 月 日

代表役員

印